

# 森林×脱炭素チャレンジ 2022 実施要領

令和4年2月18日

## 1 趣旨

昨年6月に閣議決定された新たな森林・林業基本計画においては、森林・林業・木材産業の持続性を高めながら成長発展させることで、社会経済生活の向上とカーボンニュートラルに寄与する「グリーン成長」を目指すこととされている。その実現に向けては、森林・林業・木材産業関係者の取組を強化してだけでなく、民間企業・団体等（以下「企業等」という。）、多様な主体による国民参加の森林づくり活動を促進していくことが重要である。

近年、森林の有するCO<sub>2</sub>吸収機能に注目が集まる中、従前から各地域においては、企業等が自ら又は支援（以下「支援等」という。）をして行った森林整備に関する取組が見られるところ。このような取組は、カーボンニュートラルの実現にも資するものであり、森林整備による地球温暖化対策を国民運動として展開する上でも更なる拡大を図る必要がある。

このため、林野庁では、このような企業等の取組の意義や効果を消費者やステークホルダーに訴求することの一助となるよう、「森林による二酸化炭素吸収量の算定方法について」（令和3年12月27日付け3林政企第60号林野庁長官通知）を発出し、森林によるCO<sub>2</sub>吸収量の算定方法の周知を図っているところである。

今回、さらに企業等が支援等をして行った森林整備の認知度を高めるとともに、一層の横展開を図るため、前述の算定方法等を活用した顕彰の仕組みを新たに設けることとし、企業等が取り組みやすい環境整備を進めることとする。

## 2 募集内容

令和2年及び令和3年の間に、企業等が支援等をして行った造林・保育等の森林整備について、

- ① 当該期間において整備した森林に係るCO<sub>2</sub>吸収量
- ② 当該期間における森林整備に係る具体的な取組内容等を確認し、特に優れたものに対して顕彰を行う。

### (1) 企業等が支援等をして整備した森林に係るCO<sub>2</sub>吸収量

対象森林（詳細は別表第1）において、以下のAからCまでのいずれかの方法を用いて算定した1年間のCO<sub>2</sub>吸収量について確認を行う。なお、CO<sub>2</sub>吸収量の算定に当たって使用した対象森林のデータについても提出することとする。

A 「森林による二酸化炭素吸収量の算定方法について」（令和3年12月27日付け3林政企第60号林野庁長官通知）に基づく以下のaからcまでのいずれかの算定方法（別紙参照）

a 1年間に森林が吸収するCO<sub>2</sub>量の簡便な算定方法

※ 簡易な方法（都道府県名、樹種、齢級、面積を入力）と精緻な方法（前述のデータに加え平均樹高、平均直径、本数を入力）の選択を可能とする。

b 再造林・保育を行うことにより森林に吸収されるCO<sub>2</sub>量の増加分の算

#### 定方法

※ 再造林・保育を行った年数で除し、1年分のCO<sub>2</sub>吸収量を算定。

c 森林の育成により保持される土壌炭素量（CO<sub>2</sub>換算）の算定方法

※ 再造林・保育を行った年数で除し、1年分のCO<sub>2</sub>吸収量を算定。

B 都府県による二酸化炭素吸収量認証制度に基づく算定方法

C 国有林における「法人の森林」における環境貢献度評価に基づく算定方法

### (2) 森林整備に係る取組内容

(1)に係る森林整備について、令和2年及び3年の間に取り組んだ内容等に関し、別表第2の視点に基づいて審査を行う。

## 3 応募資格

応募者は、支援等をして森林整備を行った企業等とし、以下のいずれかの者とする。

- ・法人（清算法人を除く）
- ・団体（団体の規約があり代表者が当該規約に基づき選出されているもの）
- ・個人（未成年者にあつては法定代理人の同意のある場合）
- ・地方公共団体

## 4 応募単位

応募者が支援等をして、令和2年及び令和3年の間に行った森林整備について、2(1)に示すCO<sub>2</sub>吸収量の算定方法ごとに応募することとする。

## 5 応募方法

(1) 応募者は、応募申請書（様式第1号）に必要事項を記入し、募集期間中に10の事務局宛てにメールで提出するものとする。その際、別表第3に示す資料をPDFなどで添付するものとする。メールの添付ファイルの容量は、原則合計7MBまでとする。なお、応募申請書や添付資料に不備等が確認されたときは、受理しない。

(2) 募集期間は、令和4年2月18日（金）から令和4年4月8日（金）までとする。

## 6 顕彰方法

(1) CO<sub>2</sub>吸収量については、林野庁で応募申請書等により確認を行う。

(2) 森林整備に係る取組内容については、外部有識者による審査委員会において、別に定める審査基準に基づき審査を行う。

(3) (1)、(2)の結果を総合的に踏まえ、審査委員会において、

- ・特に優れた取組を「グランプリ（農林水産大臣賞）」として1件
- ・「優秀賞（林野庁長官賞）」として9件以内（別表第2に示す審査の視点（『伐

って、使って、植える』森林の循環利用への貢献」「山村地域の振興への貢献」「森林の有する公益的機能発揮への貢献」) 毎に3件以内)の受賞候補者を選定し、林野庁で受賞者を決定の上、表彰を行う。

## 7 結果の公表・通知

グランプリ、優秀賞各賞の選定結果について、林野庁ホームページにおいて公表するとともに、各賞の受賞者に対し、受賞の通知を行う。また、各賞の受賞者以外の応募者に対しても審査結果の通知を行う。

## 8 グリーンパートナーの公表

- (1) 応募申請書が受理された応募者については、受賞の有無を問わず、森林整備を通じて脱炭素に貢献する「グリーンパートナー」とし、林野庁ホームページにおいて応募者名・CO<sub>2</sub>吸収量等を公表する(公表の際は、用いた算定方法を明記する)。
- (2) グリーンパートナーとして公表された企業等は、「グリーンパートナーマーク」の使用を可能とする。なお、マークの詳細については、後日、林野庁ホームページで公表する。

## 9 注意事項

- (1) 応募者ごとのCO<sub>2</sub>吸収量及び森林整備に係る取組内容については、応募者の許諾なく林野庁が二次利用することができることとする。
- (2) 応募申請書の内容の記載等に虚偽があり、又は選定後に顕彰の対象としてふさわしくない行為があったと認められる場合には、グリーンパートナーの登録及び顕彰を取り消す場合がある。

## 10 応募先・問い合わせ先

森林×脱炭素チャレンジ 2022 事務局 (林野庁林政部企画課内)

E-mail : [forest\\_co2\\_challenge@maff.go.jp](mailto:forest_co2_challenge@maff.go.jp)

ウェブページ :

[https://www.rinya.maff.go.jp/j/kikaku/forest\\_co2\\_challenge.html](https://www.rinya.maff.go.jp/j/kikaku/forest_co2_challenge.html)

(林野庁ホームページ内)

別表第1 CO<sub>2</sub>吸収量の算定対象となる森林

対象要件
<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本の国内に存すること</li> <li>・令和2年及び令和3年の間に植栽、下刈、枝打ち、除伐、間伐のいずれかを行っていること</li> <li>・1ha以上のまとまりを有すること</li> <li>・実施された森林整備が適切であり、樹木が健全に生育することが期待されること</li> <li>・応募の時点において開発等土地の改変が行われる予定がないこと</li> </ul>

別表第2 森林整備に係る取組内容に関する審査の視点

審査の視点	具体の取組のイメージ
「伐って、使って、植える」森林の循環利用への貢献	<p>【例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・森林整備を通じて産出される木材の有効活用</li> <li>・再造林の促進に資する取組（低コスト造林の取組等）</li> <li>・森林認証を取得した森林における取組</li> <li>・野生鳥獣害対策に資する取組 等</li> </ul>
山村地域の振興への貢献	<p>【例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・山村の集落と連携した取組</li> <li>・都市部住民との交流等、関係人口の拡大に資する取組</li> <li>・森林環境教育や木育の推進に資する取組</li> <li>・荒廃農地の活用に資する取組（早生樹の植栽等） 等</li> </ul>
森林の有する公益的機能発揮への貢献	<p>【例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生物多様性保全に資する取組（針広混交林化、天然生林の保全等）</li> <li>・花粉症対策に資する取組（低花粉苗木の植栽等）</li> <li>・水源林の保全に資する取組</li> <li>・災害跡地の復旧に関する取組 等</li> </ul>

別表第3 応募申請書に添付する資料

	2 (1) CO <sub>2</sub> 吸収量の算定方法 <sup>※1</sup>	
	A	B、C
①森林整備を実施したことが確認できる資料 (対象期間に林業経営体との間で締結した 作業請負契約書の写し、対象森林の写真等)	○	○
②CO <sub>2</sub> 吸収量の算定に使用したデータを 確認できる資料(算定結果の計算シートや 森林簿の写し、林内の写真等) <sup>※2</sup>	○	—
③国又は都府県が認証したCO <sub>2</sub> 吸収量の 通知・認証書の写し	—	○
④森林整備に係る取組内容について、その 詳細や取組の意義をアピールする資料	△ (自由提出)	△ (自由提出)

※1 2 (1) で示すCO<sub>2</sub>吸収量の算定方法

A 「森林による二酸化炭素吸収量の算定方法について」(令和3年12月27日  
付け3林政企第60号林野庁長官通知)に基づく算定方法

B 都府県による二酸化炭素吸収量認証制度に基づく算定方法

C 国有林における「法人の森林」における環境貢献度評価に基づく算定方法

※2 2 (1) の算定方法のうちB、Cについては、③により、対象森林における  
CO<sub>2</sub>吸収量について証明されているため、②の資料は添付不要。

様式第1号（5の（1）関係）

年 月 日

林野庁長官 殿

（応募者名）

（代表者名）

### 「森林×脱炭素チャレンジ2022」応募申請書

「森林×脱炭素チャレンジ2022」実施要領5の（1）に基づき下記のとおり応募します。

#### 記

- 1 森林によるCO<sub>2</sub>吸収量の算定方法の詳細  
様式第1号－1の表に記載
- 2 森林整備に係る取組内容  
様式第1号－2の表に記載
- 3 添付資料  
実施要領の別表第3に基づく

【別紙】応募者の詳細

応募者（支援等をして森林整備を行った企業等）

企業等名			
代表者名			
住所（本社）			
事業内容			
担当者名		連絡先(TEL)	
メールアドレス			

様式第 1 号 - 1

森林によるCO<sub>2</sub>吸収量の算定方法の詳細

(1) CO<sub>2</sub>吸収量の算定方法

以下のいずれかの方法にチェックを記載

- A 「森林による二酸化炭素吸収量の算定方法について」(令和3年12月27日付3林政企第60号林野庁長官通知)に基づく算定方法
  - a 1年間に森林が吸収するCO<sub>2</sub>量の簡便な算定方法
    - ア 簡易な方法
    - イ 精緻な方法
  - b 再造林・保育を行うことにより森林に吸収されるCO<sub>2</sub>量の増加分の算定方法
  - c 森林の育成により保持される土壌炭素量(CO<sub>2</sub>換算)の算定方法
- B 都府県による二酸化炭素吸収量認証制度に基づく算定方法
- C 国有林における「法人の森林」における環境貢献度評価に基づく算定方法

(2) 森林整備の詳細

番号	森林の所在地	整備年	整備面積(ha)	整備内容	樹種	算定に用いた林齢	CO <sub>2</sub> 吸収量(t-CO <sub>2</sub> /年)
1	( )	R2・R3		植栽・下刈・枝打ち・除伐・間伐		(R2・R3)	
2	( )	R2・R3		植栽・下刈・枝打ち・除伐・間伐		(R2・R3)	
3	( )	R2・R3		植栽・下刈・枝打ち・除伐・間伐		(R2・R3)	
計							

(記入上の注意)

- ① 上記表でCO<sub>2</sub>吸収量を合算できるのは、2(1)に示す算定方法のうち同一の方法で算定されたCO<sub>2</sub>吸収量のみとし、異なる算定方法によるCO<sub>2</sub>吸収量を合算することはできないこととする。
- ② 記入欄が不足する場合は適宜追加することとする。
- ③ 「森林の所在地」欄は、「都道府県、市町村、大字、地番」を記載。また、( )内には所有形態として「国」「都道府県」「市町村」「個人」「その他(具体の所有者)」のいずれかを記載。
- ④ 「整備年」欄は、森林整備を完了した年度に○をつける。
- ⑤ 「整備面積」欄は、森林整備面積を小数点以下四捨五入して記載。
- ⑥ 「整備内容」欄は、該当するものに○をつける。
- ⑦ 「算定に用いた林齢」欄は、CO<sub>2</sub>吸収量の算定に用いた林齢を記載。また、算定時点の年について( )内の該当する年に○をつける。
- ⑧ 「CO<sub>2</sub>吸収量」欄は、CO<sub>2</sub>吸収量を小数点以下四捨五入して記載。

様式第 1 号－ 2

森林整備に係る取組内容

	令和 2 年及び令和 3 年の間に取り組んだ内容
「伐って、使って、植える」森林の循環利用への貢献	
山村地域の振興への貢献	
森林の有する公益的機能発揮への貢献	

※審査基準を参考に、アピールポイントとなる取組について記載してください。

森林×脱炭素チャレンジ 2022  
審査基準

1 趣旨

応募者が支援して行った森林整備に係る具体の取組内容については、この審査基準に基づき、外部有識者による審査委員会で審査する。

2 採点方法・配点

『伐って、使って、植える』森林の循環利用への貢献、「山村地域の振興への貢献」、「森林の有する公益的機能発揮への貢献」の3つの視点毎に、審査基準を基に審査委員が30点満点で採点するものとする。

審査の視点	点数配分	審査基準
「伐って、使って、植える」森林の循環利用への貢献	10点	<ul style="list-style-type: none"><li>取組内容に先駆性が認められるか。</li><li>取組内容に地域の実情を踏まえた創意工夫や独自性が認められるか。</li><li>取組内容に持続性（継続性）が認められるか。</li><li>取組内容に波及効果が期待できるか。</li><li>その他、取組内容に特徴的な内容が認められるか。</li></ul>
山村地域の振興への貢献	10点	
森林の有する公益的機能発揮への貢献	10点	